

条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成 20 年度

条 例 名	教育長の給与等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 24 年神奈川県条例第 42 号	法 規 集	第 14 編第 2 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 204 条第 3 項の規定に基づき、教育長の給料、手当及び旅費並びにその支給方法について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	地方自治法の規定に基づき、教育長の給料の額並びに支給方法等について、条例で定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	給料の額については、知事等特別職の給料等の額の改定に準じて、改正を行っており、また、旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、適正な内容となっている。	給料月額 月額 74 万円を下らず 93 万円を超えない範囲内
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	給料の額については、知事等特別職の給料等の額の改定に準じて、改正を行っており、また、旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、社会情勢の変化等に応じた見直しを適宜行っており、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	地方自治法の規定に基づき、教育長の給料の額等必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	地方自治法の規定に基づき、教育長の給料等を定めるものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	報酬額等の適正化に努めるため、見直しを適宜検討し、改正を行っていく。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>